

# 生徒指導規程

三原市立本郷西小学校

この「生徒指導規程」は、児童が健全な学校生活を送ることができるよう、児童会や学級で「きまり」について主体的に考えることを基盤とし、5・6年生の話し合いを経て、本校で定めるものとする。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標の達成をめざし、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るといふ観点とともに、小中学校9年間を見通して、将来的には社会に通じる児童を育てる意図のもと必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

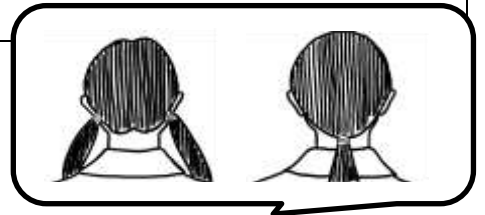
(服装)

第2条 衛生的で整った身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送ることができるようにする。

1 校内、学校行事及び校外での学習活動(社会見学)の際は、制服を着用し、名札をつける。

・制服	上衣【制服(イートンダブル 紺)・白色ポロシャツ】 下衣【制服半ズボン(紺)・制服長ズボン(紺)・ひだ吊りスカート(紺)】 スカート丈はひざ丈ほどの長さ スカートから出ない長さのズボン下(黒・紺)の着用可
・ソックス	白・紺・黒 くるぶしが隠れひざが出る長さのもの
・靴	運動・通学に適した運動靴(華美でない、くるぶしが隠れない物)
・シューズ	白色のスクールシューズ
・帽子	制帽を着用
・下着	襟元や袖からはみ出さないもの、できるだけ華美にならないもの
・体育授業時	学校指定の体操服(半袖 長袖) 紺色のハーフパンツ 赤白帽子 下衣 タイツ・スパッツは体育授業時には脱ぐ
・名札	帰る際には学校に置いて帰り、登校したら付ける。
・シャツ	シャツはズボン・スカートの中に入れる。
<夏季>	<冬季>
・体調に合わせてかえる。	・防寒用のタイツ・スパッツ(黒・紺色で無地のもの)を着用しても良いが、体育授業時は脱ぐ。 ・上衣の下に紺か黒のベスト・セーターを着用しても良いが、上衣からはみ出さないようにする。 ・登下校の際に防寒着(華美でないもの)、手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用しても良いが、教室内では着用しない。(耳あては不可) ・休憩時間に外で遊ぶ場合、手袋の着用は認める。ネックウォーマーやマフラー、防寒着は着用しない。

2 生活上の理由がある場合は、学校に相談する。



(頭髪)

第3条 学習に邪魔にならない髪形とし、清潔かつ自然な髪形を大切にします。

- 1 前髪は目にかからないようにする。
- 2 髪が肩にかかる場合は、ゴムひも(紺・黒・茶で装飾のないものに限る)でくくる。耳の下で二つまたは一つにくくる。
- 3 カチューシャなどの華美な留め具は使用しない。
- 4 染色・脱色・特異な髪形(パーマ・アイロン、モヒカン、そり込み、極度に段のついた髪型、刈り上げた下の髪に上の髪をかぶせる髪型等)は禁止とする。また、整髪料も禁止とする。
- 5 生活上の理由がある場合は、学校に相談する。

(登下校)

第4条 全学期を通じて、交通ルールを守り、安全に十分注意をして登下校する。

- 1 集団での登下校を原則とする。
- 2 決められた通学路を守って登下校する。
- 3 8時15分までに登校する。
- 4 登下校は、原則としてスクールバスあるいは徒歩とする。家庭の都合により集団登下校ができない場合

は、登校班長・学校に連絡する。

- 5 登下校時には、制帽をかぶり、右側を一直線に並んで歩く。
- 6 バスの車内では、席に着いてシートベルトを着用し、静かに過ごす。

#### (学習道具)

第5条 学習道具は学習に集中するためにあるものとし、派手にならないようにする。

- 1 箱形の筆箱を使用する。(1・2年生)(缶の筆箱は不可)
- 2 筆箱の中身は鉛筆(ロケット鉛筆, シャープペンシル不可)5本・赤ボールペン(赤鉛筆)1本・名前ペン1本・消しゴム1個・ものさし1本とし、必要以上はもってこない。
- 3 筆箱に入らない学習に必要なものは、お道具袋に入れる。
- 4 多色カラーペンなど授業等で担任から指示があったものは、その時だけ持ってきて使用しても良い。
- 5 個人所有の図書は持ってこない。ただし、担任から指示があった学習に使う図書は持ってきて、学習において使用してもよい。
- 6 クロムブックについては、別紙の使い方をよく読み、ルールを守って使う。

#### (持ち物)

第6条 学校生活上不要なものは持ってこない。

- 1 全ての持ち物に記名をする。
- 2 原則ランドセルで登校し、必要があれば手提げ袋を使用しても良い。
- 3 体調不良等事情がある場合は、貼るタイプのカイロのみ使用可。
- 4 ミサング等身体に不要なものをつけない。
- 5 持ち物(ランドセル・筆箱など)にマスコット・キーホルダー等、不要なものをつけない。
- 6 日焼け止めを持ってくる場合は、保護者からの連絡を必要とする。
- 7 リップクリームが必要な場合は、持ってきて良いが、色やにおいのついていない物は持ってこない。
- 8 携帯電話(スマホ)・ゲーム機・金銭・食べ物・漫画・貴金属・カード類、メモ帳等不要なものは持ってこない。
- 9 担任から指示されていない刃物類は持ってこない。指示があり、持ってきた場合は、担任に預ける。

#### (校内生活)

第7条 学校生活は社会に通用する人間を育てる場であることから、規律を守り、基本的な生活習慣を身に付けるよう留意するとともに、安全で落ち着いた学校生活を送ることができるようにする。

- 1 集合時刻やチャイムの合図などを守る。
- 2 次時の準備をして休憩をする。
- 3 自分から進んであいさつをする。
- 4 校舎内では静かにし、廊下・階段は右側を歩く。
- 5 給食準備中は静かに着席して待つ。
- 6 掃除時間は、無言で時間いっぱい行う。
- 7 上履きで歩く場所と外履きで歩く場所を区別して歩く。
  - ①上履き 渡り廊下, 中庭
  - ②外履き 黒いアスファルトの部分, ゴミを捨てに行く時
- 8 忘れ物は取りに帰らない。登校したら原則校外には出ない。
- 9 ベランダには不必要に出ない。
- 10 他のクラスの教室や特別教室には、許可なしには入らない。
- 11 学校林への出入りは、担任と一緒にいる場合のみ許可する。
- 12 校舎裏や、アスファルトの上では遊ばない。遊ぶときは砂地で遊ぶ。(バスケットゴールは可)
- 13 学校内の施設・設備・公共物(机やロッカー等)は大切に扱い、後片付けまで確実に行う。故意に破損した場合は状況に応じて弁償を求める。
- 14 エレベーターは、必要に応じて使用する。使用の際は、教職員が必ず一緒について使用する。
  - ① 足の怪我などで階段を使用できない児童がいる場合
  - ② 車いすの必要な児童がいる場合
  - ③ 楽器などの重い物を運ぶ場合 等
- 15 帰宅後、教室に用事がある場合は、職員室で許可を得て入る。

#### (化粧・装飾・装身具)

第8条 学習にふさわしい身なりをする。

- 1 化粧や口紅(色つきリップを含む)は禁止する。
- 2 マニキュア等の爪や皮膚への装飾は禁止する。
- 3 ピアス, 指輪, ネックレス, ブレスレット, サングラス, カラーコンタクト等の装身具は禁止する。
- 4 眉毛の剃り落とし, 睫毛の加工は禁止する。

## 第3章 校外生活に関すること

### (遊び)

第9条 校外で安全な生活を送るために、遊びのルールを規定する。

- 1 帰宅時刻を守る。(4月～9月は6時まで、10月から3月までは5時まで)
- 2 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻を必ず家の人に伝える。
- 3 児童だけで、校区外(旧校区外)に行かない。
- 4 児童だけで、校区外(旧校区外)で遊ばない。
- 5 線路や池、川のそばなど、危険な場所に近づいたり、危険な場所で遊んだりしない。
- 6 エアーガン・火遊び・爆竹・道路でのローラースケートなど、危険な遊びをしない。
- 7 子ども同士のおごりあいや物品の譲り合い、物品の貸し借りはしない。
- 8 子どもだけで店で買い物をしたり、飲食店で食事をしたりしない。
- 9 大人のいない家で、子どもだけで遊ばない。
- 10 学校に遊びに来るときには、お菓子やジュースなどをもってこない。
- 11 自転車で学校に遊びに来た場合、決められた場所に自転車を整列して置く。グラウンド内では自転車は押す。

### (安全)

第10条 交通ルールを守り、安全な歩行の仕方や、安全な自転車の乗り方に気をつける。

- 1 自転車の危険な乗り方(二人乗り、手放し運転、ながら運転など)をしない。
- 2 自転車に乗る時は、できるだけヘルメットをかぶるようにする。
- 3 交通の5つのきまりを守る。
  - ① 人は右、自転車は左
  - ② 信号を守る
  - ③ 道路には急に飛び出さない
  - ④ 道路や車の周りでは遊ばない
  - ⑤ 体に合った自転車に乗る

## 第4章 特別な指導に関すること

### (問題行動への特別な指導)

第11条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- 1 法令・法規に違反する行為
  - ① 暴力・威圧・強要行為
  - ② 窃盗・万引き
  - ③ 建造物・器物破損
  - ④ 飲酒・喫煙
  - ⑤ その他、法令・法規に違反する行為
- 2 本校の規則に違反する行為及び、次の項目に該当する行為。
  - ① いじめ
  - ② 登校後の無断校外出・無断早退
  - ③ 指導に従わないなど、指導無視及び言動(立ち歩き、授業妨害、暴言、大声を出す等)
  - ④ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した場合

### (特別な指導)

第12条 特別な指導は次のとおりとする。

- 1 複数の教員で指導に当たる。(担任・学年主任・生徒指導主事等、必要に応じて管理職も指導に入る)
- 2 学校反省指導(説諭、授業観察、別室反省指導等)
- 3 家庭反省指導
- 4 直ちに保護者に連絡し、保護者の立会いのもとに行う指導
- 5 関係機関(市教委、警察、子ども家庭センター等)と連携して行う指導
- 6 特別な指導の実施の有無、期間(概ね1時間から1日とするが事案によっては数日にわたる)についてはその都度協議する。
- 7 具体的な指導内容は別途定めた生徒指導規程実施マニュアルに沿って管理職・生徒指導主事・担任・学年主任で話し合って決める。
- 8 特別な指導を行った場合は、保護者と連携をとるとともに、その後の児童の様子を十分観察し、継続した指導を行う。

附則 この規程は平成28年4月1日に改定する。この規程は平成29年4月1日に改定する。

この規程は平成30年4月1日に改定する。この規程は令和2年4月1日に改定する。

この規程は令和5年4月1日に改定する。

# 生徒指導規程実施マニュアル

三原市立本郷西小学校

## 基本の対応

- ① 事実確認を行う（5W1H）。
- ② 個別指導をする。
- ③ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。（事象によってその都度検討する）
- ④ 学校・児童・保護者の三者での指導と改善の約束をする。
- ⑤ 事後経過の確認をする。

### 1 特別な指導の基準は次のとおりとする。

#### (1) 服装についての指導

- ① 服装について違反があった場合、個別での指導を行った上で家庭連絡を行い、家庭での指導・協力をお願いします。

再三の注意・指導にも関わらず改善が見られない場合は、1時間以上の特別な指導（別室反省指導等）を行う。また、該当児童とその保護者に来校していただき、話し合いを行う。

#### (2) 遅刻・欠席についての指導

- ① 連絡のない遅刻が3回以上続いた場合、個別指導を行った上で家庭連絡を行い、家庭での指導・協力をお願いします。それでも継続する場合は、該当児童とその保護者に来校していただき、今後の方針について話し合いを行う。

- ② 病欠以外で欠席が3日以上続く場合、家庭訪問を行う。

継続する場合は、該当児童とその保護者に来校していただき、今後の方針について話し合いを行う。

#### (3) 頭髪についての指導

- ① 染色、脱色、特異な髪形（パーマ、アイロン、モヒカン、そり込み等）があった場合、元の状態にもどる、または染め直すまで家庭と連携をとって改善を図る。

#### (4) 登下校についての指導

- ① 集団登校・集団下校において、ルールが守られていない場合、個別指導や地区児童会で登下校の振り返りを行い、改善を図る。改善が見られない場合は、保護者連携をすることで改善を図る。

#### (5) 学習道具・持ち物についての指導

- ① 携帯電話(スマホ)・ゲーム機・金銭・漫画・貴金属・カード類等については、その不要物を一時預かり、直接保護者に返却する。同じ不要物の2回目の持ち込みは、該当児童とその保護者に来校していただき、今後の方針について話し合いを行う。

- ② 食べ物については、保護者連携、または家庭連絡を行う。2回目は該当児童とその保護者に来校していただき、今後の方針について話し合いを行う。もらって食べた児童も同様な指導を行う。

- ③ エアガン・ナイフ類等の危険な不要物については、その不要物を一時預かり、直接保護者に返却する。また、該当児童とその保護者に来校していただき、今後の方針について話し合いを行う。

- ④ 学習道具・持ち物について、不要物もしくは必要以上の物を持ってきて、再三の注意・指導にも関わらず改善が見られない場合は、その不要物もしくは必要以上の物を一時預かり、直接保護者に返却する。また、該当児童とその保護者に来校していただき、今後の方針について話し合いを行う。

- ⑤ 学校全体で、不要物もしくは必要以上の物の持ち込みが続く場合や、危険な不要物の持ち込みがあった場合等、状況に応じて持ち物検査を実施する。

#### (6) 落書きについての指導

- ① 再発防止に向けて、事実確認・個別指導を行い、家庭連携をして改善を図る。加害児童は、落書きを消す。

- ② 加害児童が特定できなかつた場合、事実確認後、落書きを消し、学級指導を行う。必要に応じて集会などで指導する。

#### (7) 盗難・紛失についての指導

- ① 再発防止に向けて、事実確認・個別指導を行い、家庭とも連携をとって改善を図る。

- ② 加害児童が特定できなかつた場合、学級指導を行う。必要に応じて集会などで指導する。

(8) 窃盗・万引きについての指導

- ① 外部からの連絡・児童や保護者からの情報などがあつた場合、慎重に事実確認を行う。事実確認後、再発防止に向けて、個別指導を行い、保護者連携をすることで改善を図る。

(9) いじめについての指導

- ① いじめ防止基本方針に沿って取り組む。
- ② 事実確認を徹底して行う。
- ③ 再発防止に向けて、個別指導、保護者連携を行う。
- ④ 継続的な教育相談など、被害児童のフォローの体制を確実に組む。
- ⑤ 事後経過をしっかり見守るなど、継続的な指導を行う。
- ⑥ 必要であれば、学級指導、学年指導、全体指導も行う。
- ⑦ いじめの被害児童を徹底して守る。

(10) 器物損壊についての指導

- ① 児童の安全確認を行い、危険がある場合は速やかに片付ける。
- ② 再発防止に向けて、事実確認・個別指導を行い、保護者連携をすることで、改善を図る。
- ③ 弁償については、故意と判断した場合についてのみ弁償させる。故意かどうかは、「器物損壊が予測できたかどうか」「学校のきまりやルールを破っていたかどうか」で判断する。
- ④ 本の紛失は、現品での返却とする。

(11) けんか・暴力行為についての指導

- ① 児童のけがなどの安全確認を行う。
- ② 再発防止に向けて、事実確認・個別指導を行い、保護者連携をすることで、改善を図る。
- ③ 指導に従わない場合は、特別な指導（別室指導等）をする。自らの行動を振り返らせる中で、反省が見られ、学級に戻しても危険がない場合は、学級へ戻す。
- ④ 指導後の人間関係などに注意を払い、経過を観察する。継続して家庭と連携する。

(12) 校内生活（学習規律）についての指導

- ① 暴言、騒ぐ、暴れる、立ち歩き、大声を出す等、指導に従わない等の授業妨害については、特別な指導（別室指導等）をする。該当児童とその保護者に来校していただき、今後の方針について話し合いを行う
- ② 授業中に、寝る、私語をする、学習意欲がなく授業に集中しない等、同一授業内に再三の注意・指導を受けた児童は、特別な指導（別室指導等）をする。保護者連携によって改善を図る。
- ③ 校内生活の規律が守れず、再三の注意・指導にも関わらず改善が見られない場合、集団生活を乱さずに集団生活が送れると判断できるまで特別な指導（別室反省指導等）をする。また、該当児童とその保護者に来校していただき、今後の方針について話し合いを行う。

(13) 家出・行方不明

- ① 校長・教頭・生徒指導主事を中心に学校体制で対処する。
- ② 一定時間捜しても見つからない場合は、保護者に警察へ届けてもらう。
- ③ 三原市教育委員会（教育指導係長）等、関係機関と連携を取る。
- ④ 安全確保を最優先にし、保護に全力を挙げる。
- ⑤ 児童の安全が確認された後、再発防止のため、事実確認・個別指導を行う。保護者に来校していただき、今後の方針について話し合う。
- ⑥ 外部への対応は管理職を中心に対処窓口（担当者）を決める。

(14) その他（金品持出、喫煙、飲酒など）

- ① 再発防止に向けて、事実確認・個別指導を行う。保護者に来校していただき、今後の方針について話し合う。

(15) 規程の周知

- ① 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする PTA 総会・懇談会等で直接説明を行う。
- ② ホームページで公開する。